

第76号議案

文京区立図書館館則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和7年12月16日

提 出 者 文 京 区 教 育 委 員 会

教 育 長 丹 羽 恵 玲 奈

文京区教育委員会規則第 号

文京区立図書館規則の一部を改正する規則

文京区立図書館規則（昭和六十三年二月文京区教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「の館長」の下に「（以下「真砂中央図書館長」という。）」を加える。

第八条第三号中「適さない」を「適当でない」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（障害者登録）

第八条の二 区民登録を受けた者（第六条第三項第一号又は第三号に該当する者に限る。）であつて、心身に障害があり通常の図書館の利用が困難な者のうち真砂中央図書館長が必要と認めたものは、障害者登録を受けることができる。

2 前項の規定により障害者登録を受けようとする者は、真砂中央図書館長が別に定める書類を館長に提示し、その承認を受けなければならない。

3 真砂中央図書館長は、障害者登録を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、障害者登録を抹消することができる。

一 障害者登録を受けた者が登録の抹消を希望するとき。

二 個人貸出登録を抹消したとき。

三 真砂中央図書館長が障害者登録が適当でないと認めたとき。

第九条第一項中「、原則として」を削り、同項の表中

各十点以内	各五点以内	各五点以内	各三点以内
に改め、同条第四項中「十五日以内」を「原則として、次の表のとおり」			

に改め、同項ただし書を削り、同項に次の表を加える。

資料の種類	貸出期間	
	障害者登録以外	障害者登録
図書資料	二週間以内	一月以内
ビデオテープ及びDVD	一週間以内	二週間以内
レコード、録音テープ及びCD	二週間以内	一月以内
電子書籍	二週間以内	二週間以内
オーディオブック	制限なし	制限なし

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和八年一月五日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の文京区立図書館館則第九条第四項の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に貸出しを受けた図書館資料の貸出期間について適用し、施行日前に貸出しを受けた図書館資料の貸出期間については、なお従前の例による。

文京区立図書館館則（昭和六十三年教育委員会規則第六号）新旧対照表

改正後（案）	現行
○文京区立図書館館則 昭和六十三年二月十八日 文教委規則第六号 第一条（略） （定義） 第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 館長 真砂中央図書館の館長（以下「真砂中央図書館長」という。）及び条例第四条の規定に基づき指定管理者が管理運営する館にあつては、当該指定管理者が館長とした者をいう。 二及び三（略） 第三条～第七条（略） （個人貸出登録の抹消） 第八条 個人貸出登録を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、個人貸出登録を抹消することができる。 一 個人貸出登録を受けた者が登録の抹消を希望するとき。 二 個人貸出登録の有効期間を経過した日から二年の間に更新がなかったとき。	○文京区立図書館館則 昭和六十三年二月十八日 文教委規則第六号 第一条（略） （定義） 第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 館長 真砂中央図書館の館長及び条例第四条の規定に基づき指定管理者が管理運営する館にあつては、当該指定管理者が館長とした者をいう。 二及び三（略） 第三条～第七条（略） （個人貸出登録の抹消） 第八条 個人貸出登録を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、個人貸出登録を抹消することができる。 一 個人貸出登録を受けた者が登録の抹消を希望するとき。 二 個人貸出登録の有効期間を経過した日から二年の間に更新がなかったとき。

三 真砂中央図書館長が個人貸出登録が適当でないと認めたとき。

(障害者登録)

第八条の二 区民登録を受けた者（第六条第三項第一号又は第三号に該当する者に限る。）であつて、心身に障害があり通常の図書館の利用が困難な者のうち真砂中央図書館長が必要と認めたものは、障害者登録を受けることができる。

2 前項の規定により障害者登録を受けようとする者は、真砂中央図書館長が別に定める書類を館長に提示し、その承認を受けなければならない。

3 真砂中央図書館長は、障害者登録を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、障害者登録を抹消することができる。

一 障害者登録を受けた者が登録の抹消を希望するとき。

二 個人貸出登録を抹消したとき。

三 真砂中央図書館長が障害者登録が適当でないと認めたとき。

(個人貸出し及び個人貸出しの予約)

第九条 貸出し及び貸出しの予約をすることができる図書館資料の種類及びその点数（利用者一人が全ての館を通じて同時に貸出しを受け、又は貸出しの予約をすることができる図書館資料の合計をいう。）は、次の表のとおりとする。

【別記2 参照】

2～3（略）

三 真砂中央図書館長が個人貸出登録が適さないと認めたとき。

(新設)

(個人貸出し及び個人貸出しの予約)

第九条 貸出し及び貸出しの予約をすることができる図書館資料の種類及びその点数（利用者一人が全ての館を通じて同時に貸出しを受け、又は貸出しの予約をすることができる図書館資料の合計をいう。）は、原則として、次の表のとおりとする。

【別記2 参照】

2～3（略）

4 図書館資料の貸出期間は、原則として、次の表のとおりとする。

【別記3 参照】

5 (略)

第十条～第十五条 (略)

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和八年一月五日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の文京区立図書館館則第九条第四項の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に貸出しを受けた図書館資料の貸出期間について適用し、施行日前に貸出しを受けた図書館資料の貸出期間については、なお従前の例による。

4 図書館資料の貸出期間は、十五日以内とする。ただし、オーディオブックについては、期間の制限なく貸出しを受けることができる。

(新設)

5 (略)

第十条～第十五条 (略)

(新設)

【別記2】

改正後（案）

資料の種類	貸出し		貸出しの予約	
	区民登録	区民登録以外	区民登録	区民登録以外
図書資料	三十点以内	十五点以内	二十点以内	十点以内
ビデオテープ及びDVD	各二点以内	各一点	各二点以内	各一点
レコード、録音テープ及びCD	各十点以内	各五点以内	各十点以内	各五点以内
電子書籍	三点以内		三点以内	
オーディオブック	制限なし			

現行

資料の種類	貸出し		貸出しの予約	
	区民登録	区民登録以外	区民登録	区民登録以外
図書資料	三十点以内	十五点以内	二十点以内	十点以内
ビデオテープ及びDVD	各二点以内	各一点	各二点以内	各一点
レコード、録音テープ及びCD	各十点以内	各五点以内	各五点以内	各三点以内
電子書籍	三点以内		三点以内	
オーディオブック	制限なし			

【別記3】（案）

資料の種類	貸出期間	
	障害者登録以外	障害者登録
図書資料	二週間以内	一月以内
ビデオテープ及びDVD	一週間以内	二週間以内
レコード、録音テープ及びCD	二週間以内	一月以内
電子書籍	二週間以内	二週間以内
オーディオブック	制限なし	制限なし